

箕面市立東生涯学習センター
駐車場管理運営事業者公募にかかる
一般競争入札実施要領

平成31年（2019年）1月

箕面市教育委員会 子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

目次

1	入札に際しての前提条件	2
(1)	入札物件	2
(2)	最低入札価格	2
(3)	使用許可の期間	2
(4)	使用許可の方法	2
(5)	物件の用途	3
(6)	使用許可に関する制限事項	3
(7)	使用許可に伴い発生する業務	3
(8)	使用許可の取消	3
(9)	原状回復	4
(10)	損害賠償	4
(11)	その他	4
2	入札に際しての基本条件	5
(1)	入札参加資格について	5
(2)	入札について	5
(3)	開札について	7
3	入札の担当室	8

お問い合わせ先

〒562-0023

箕面市粟生間谷西3丁目1番3号

箕面市立東生涯学習センター

TEL 072-729-1145

FAX 072-729-9926

メールアドレス（応募説明会参加申込書、質問票の送信先）

higasi@maple.city.minoh.lg.jp

ホームページ（各種書類のダウンロード、質問に対する回答の掲載先）

<http://www.city.minoh.lg.jp/higashigakushuu/parking/parking2019.html>

1 入札に際しての前提条件

(1) 入札物件

以下の物件を管理運営するため事業者を選定するために一般競争入札を行う。

施設名称	箕面市立東生涯学習センター	駐車場
構造	鉄筋コンクリート	2階建て
所在地	箕面市粟生間谷3丁目1番3号	
面積	屋上	538.03㎡ 既設 7台(身障者用2台含む)
	地階	2,071.32㎡ 既設73台(身障者用1台含む)

(2) 最低入札価格

- ア 最低使用料を年額1,200,000円とする。
- イ 事業者は、年間使用料の月割り額を指定する納付書により、その指定する期限までに納付すること。
- ウ 4月から翌年3月までを一会計年度とし、会計年度の月数で除したときに生じる千円未満の使用料は、当該年度初回納付時に合算して納付すること。
- エ 納付期日までに使用料を納付しないときは、納付日まで年6%の割合で計算した延滞金を加算して納付すること。
- オ 消費税法等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合は、相当額を加減して納付すること。

(3) 使用許可の期間

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可により実施する。

当初の行政財産の使用許可の期間は、平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までとする。なお、以後1年毎の行政財産の使用許可を行うことにより、5年間の使用許可を予定している。

(4) 使用許可の方法

- ア 地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可により実施するので、行政財産の使用許可申請書を箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）教育長（以下「教育長」という。）に提出すること。
- イ 事業開始後5年間の期間で、許可期間満了後引き続き当許可を受けよ

うとするときは、許可期間満了の日から30日前までに使用許可申請書を教育長に提出すること。なお、許可期間満了後引き続き当許可を受けようとしなないときは、許可期間満了の日の6か月前までに、書面で教育長に申し出ること。

(5) 物件の用途

物件の用途は、有料駐車場とする。

(6) 使用許可に関する制限事項

- ア 事業者は、物件を項番(5)に指定する用途以外に供してはならない。
- イ 事業者は、許可物件を転貸し、又は使用権の譲渡をしてはならない。
- ウ 事業者は、許可物件の原状を変更し、又は使用目的以外の動産を設置してはならない。

(7) 使用許可に伴い発生する業務

- ア 整備工事
 - (7) 別紙仕様書の項番(3)に記載する整備を行うこと。
 - (イ) 整備費はすべて事業者の負担とする。
- イ 管理運営
 - (7) 別紙仕様書の項番(5)に記載する管理運営業務を行うこと。
 - (イ) 管理運営に要する経費(維持管理費、消耗品費、光熱水費、通信費、保険料等)は、すべて事業者の負担とする。(必要経費の償還請求はできない。)

(8) 使用許可の取消

- ア 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取消す場合がある。
 - (7) 委員会において、物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。この場合において、変更するときは、委員会は、2か月前までに事業者に通知するものとする。
 - (イ) 事業者が、行政財産の使用許可条件又は本実施要領に違反したとき。
 - (ウ) 応募資格の詐称等不正な手段によって使用許可を得たとき。
- イ ア(7)により使用許可が取り消されたことで、事業者に損失が生じたときは、事業者は委員会に対してその補償を求めることができる。
- ウ 事業者は、ア(イ)及び(ウ)により利用許可が取り消されたときは、その取消の日から1か月以内に、当初使用許可期間の使用料を違約金とし

て一括納入すること。変更の場合もこれに準じ、委員会が契約違約金の額を算出するものとする。

(9) 原状回復

- ア 事業者は、許可期間が満了するときは、その満了日までに許可物件を原状に復し、委員会の確認を受けて返還すること。
- イ 事業者は、項番（8）により使用許可が取り消されたときは、速やかに許可物件を原状に復し、委員会の確認を受けて返還すること。
- ウ 上記ア、イいずれの場合においても、委員会が現状有姿での返還を承認した部分はこの限りではない。この場合において、事業者は、当該部分にかかる有益費の請求をすることができない。

(1 0) 損害賠償

- ア 事業者は、自らの責めに帰する理由により物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、それにより生じた損害について、委員会が算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。
- イ 前項の場合において、物件を直ちに原状に復したときはこの限りではない。
- ウ ア、イに定めるほか、駐車場の管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民並びに委員会にかかる損害については、事業者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
- エ 本契約にかかるリスクに対応する損害保険に必ず加入すること。

(1 1) その他

項番（1）から（10）まで及び別紙仕様書に記載のない事項については、事業者と委員会で双方誠実に協議し決定するものとする。

2 入札に際しての基本条件

(1) 入札参加資格について

入札参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- ウ 応募書類の提出時において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- エ 国税、地方税を滞納していないこと。
- オ 駐車場の管理運営に関する業務において実績があること。

(2) 入札について

ア 入札等のスケジュール

項目	時期
入札実施要領等の配布	平成31年1月25日～2月1日
質問の受付	平成31年1月25日～2月5日正午まで
質問に対する回答予定日	平成31年2月7日
入札	平成31年2月13日・14日
開札	平成31年2月14日
細部協議	平成31年2月14日～28日
行政財産の使用許可申請	平成31年2月14日～3月1日
行政財産の使用許可	平成31年3月中
設備機器設置準備	平成31年3月
設備機器設置	平成31年4月1日～
事業開始	平成31年4月1日

イ 入札実施要領等の配布

配布期間：平成31年(2019年)1月25日(金)～2月1日(金)

配布時間：午前8時45分から午後5時15分まで

配布場所：大阪府箕面市粟生間谷西三丁目1番3号
箕面市立東生涯学習センター 1階事務所

※箕面市ホームページからもダウンロード可。

<http://www.city.minoh.lg.jp/higashigakushuu/parking/parking2019.html>

配布書類：箕面市立東生涯学習センター駐車場管理運営事業者公募にかか
る一般競争入札実施要領

箕面市立東生涯学習センター駐車場管理運営事業者公募にかか
る仕様書

箕面市立東生涯学習センター駐車場配置図

入札書(様式)

ウ 質問について

本実施要領に関する質問については、任意様式にて電子メールで送付す
ること。メール送信後、受信確認のために東生涯学習センターへ電話
(072-729-1145)が必要(2月4日(月)は休館日の為5日午前中に)。

質問に対する回答は、箕面市ホームページに掲載する。

質問受付期間：平成31年(2019年)2月5日(火)正午まで

回答予定日：平成31年(2019年)2月7日(木)

質問送付先：higasi@maple.city.minoh.lg.jp

エ 入札

入札書(様式)に必要な事項を記載し、記名押印の上直接持参すること。

(郵送等不可)

受付期間：平成31年(2019年)2月13日(水)、14日(木)

受付時間：13日 午前9時から午後5時まで

14日 午前9時から正午まで

受付場所：大阪府箕面市粟生間谷西三丁目1番3号

箕面市立東生涯学習センター 1階事務所

オ 入札保証金

入札保証金は不要

カ 留意事項

- ・入札書（様式）記載する金額は、物件の使用料の総額（年額、消費税額を含む）とすること。
- ・入札者は、入札書（様式）の書き換え、引き替えまたは撤回をすることはできない。
- ・入札に関して必要となる経費は、応募者の負担とする。
- ・落札後の行政財産使用許可は、入札書（様式）に記載された名義で行う。
- ・現地説明会は実施しない。なお、現地案内を希望する場合は質問期間中に個別に対応するので、東生涯学習センターへ（午前 9 時から午後 5 時の間、月曜日は休館）電話（072-729-1145）連絡をすること。

（3）開札について

ア 開札

日時：平成 31 年(2019 年)2 月 14 日（木） 午後 2 時から

受付場所：大阪府箕面市粟生間谷西三丁目 1 番 3 号

箕面市立東生涯学習センター 2 階大会議室

開札は、入札者立ち会いのもとで行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務担当の委員会事務局職員を立ち合わせる。

開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできない。

イ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札参加資格がない者のした入札

(イ) 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

(ウ) 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札

(エ) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

(オ) 同一入札について入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札

(カ) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その全部の入札

(キ) 指定の期日までに提出しなかった入札

(ク) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示

しない入札

- (ケ) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (ク) 最低使用料に満たない金額を記載した入札
- (ク) その他入札の条件に違反した入札

ウ 入札の中止または延期

不正な行為が行われるおそれがあると認められるとき、又は入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがある。

エ 落札者

落札者は、最低使用料以上で、かつ最高の価格をもって入札した者とし、入札立ち会い者全員に氏名及び落札金額を発表する。

オ くじによる落札者の決定

前記（４）に該当する者が２人以上あるときは、開札後くじ引きにより落札者を決定する。

カ 開札結果の公表

開札結果は、落札者の名称及び使用料を箕面市ホームページ上で公表する。

3 入札の担当室

〒562-0023

箕面市粟生間谷西三丁目１番３号

箕面市立東生涯学習センター

電話番号 072-729-1145